

香川県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン

(令和5年度版)

第1 はじめに

1 策定の目的

このガイドラインは、「香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）で定める補助金の交付に関して必要な事項の解釈や運用を定め、補助金の交付を円滑に実施することにより、防犯カメラの普及を促進することで犯罪の発生を抑制し、かつ、設置された防犯カメラが適正に運用されることを目的としています。

そのため、本ガイドラインを読む前には、必ず要綱を確認してください。

2 撮影画像の取扱い

憲法第13条（個人の尊重）を根拠として、公共の場で自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない、プライバシーに関する人格的な権利が認められていることに加え、防犯カメラに記録された個人の画像のうち、特定の人物を識別することができるものは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報と認められることから、防犯カメラに記録される画像については、慎重な取扱いが必要です。

3 防犯カメラの適切な運用と保守点検

要綱に基づき設置された防犯カメラは、「個人情報の保護に関する法律」及び香川県が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等を遵守し、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意し、管理責任者を定める等して、適切に運用していただくこととなります。

また、防犯カメラの機能維持のためには、定期的な保守点検が必要となります。

第2 用語の定義など

1 補助対象事業（要綱第3条関係）

補助金交付の対象になる事業は、侵入窃盗や乗り物盗、車上ねらい等の地域住民の身近で起こる犯罪や、子どもや女性に対する声かけ等の地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止する目的で、道路や公園等不特定多数の人が利用する場所に新たに防犯カメラを継続的に設置する事業です。

設置する防犯カメラは、一定期間の画像を記録することができる録画装置を有しているものでなければなりません。

2 補助対象者（要綱第4条関係）

本事業は、市又は町（以下「市町」という。）及び地域の防犯活動に取り組もうとする自治会等の住民団体（以下「自治会等」という。）による防犯カメラの設置を促進す

ることを目的としているため、補助の対象は、県内において新たに防犯カメラを設置する市町及び自治会等としています。

なお、対象者となる自治会等とは、以下に掲げる全ての要件を満たす団体をいいます。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根差した活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多種多様な世帯・住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の多数の世帯・住民が自由に加入できること。
- (4) 規約、代表者等を定めていること。

例えば、自治会、コミュニティ協議会、集合住宅の管理組合、PTAなどは補助対象者として認められますが、企業、個人は認められません。

2 補助対象経費及び補助率（要綱第5条関係）

- (1) 補助対象経費は、新たな防犯カメラの購入と設置工事等に要する以下に掲げる経費です。したがって、防犯カメラを賃借した場合のリース料や保守点検及び電気料金等の維持管理経費は対象外となります。

ア 防犯カメラ及び録画装置や防犯カメラと一体として機能する機器の購入費

イ 専用ポール、ケーブル等を含む防犯カメラの設置に要する工事費

ウ 防犯カメラの設置を示すプレート等の購入費及び設置工事費

- (2) 補助率は、申請者が市町の場合は補助対象経費の2分の1以内、自治会等の場合は3分の2以内となります。
- (3) 補助金の上限は、1団体につき、市町は100万円、自治会等は20万円です。
- (4) 補助対象経費について、他の交付金や助成金等を受ける場合には、補助金との合計金額が補助対象経費を超えない額となります。

4 申請手続（要綱第6条関係）

- (1) 補助金の交付申請をする際は、補助金交付申請書に下記に掲げる関係書類を添えて香川県警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に提出して下さい。

提出方法は郵送でも構いません。

ア 見積書の写し

イ 設置予定箇所一覧

ウ 設置予定場所図面（地図、撮影予定方向がわかる平面図）

エ 設置予定場所の写真

オ 設置予定場所の地権者等の承諾書等

カ 防犯カメラの仕様等がわかる書類（カタログなど）

キ 事業内容を説明する書類

ク 自治会等の規約、役員名簿（申請者が自治会等である場合のみ）

ケ カメラの設置に関する議事録等（申請者が自治会等である場合のみ）

コ 市町の同意書（申請者が自治会等である場合のみ）

- (2) 自治会等が補助金交付申請をする場合は、要綱第4条第3号のとおり、防犯カメ

ラの設置について市町の同意を得ることが要件となります。

- (3) 申請先は、香川県警察本部生活安全企画課です。
- (4) 申請期間は、令和5年4月3日（月）から令和5年12月28日（木）までですが、予算がなくなり次第受付を終了します。

なお、予算状況の公表は行いません。

5 防犯カメラの耐用年数（要綱第8条第7号関係）

防犯カメラの耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「器具及び備品 2 事務機器及び通信機器」中の「インターホーン及び放送用設備」の耐用年数である「6年」を適用します。

したがって、設置から6年間に経過する前に、補助金交付の目的に反する使用や、廃棄等を計画する場合には、実施前に本部長の承認を受ける必要がありますので、事前に生活安全企画課に連絡してください。

6 実績報告（要綱第13条関係）

- (1) 補助対象事業に係る防犯カメラの設置工事が完了すれば、概ね1週間以内に下記に掲げる関係書類を添えて事業実績報告書を生活安全企画課に提出してください。

提出方法は郵送でも構いません。

- ア 設置場所一覧
- イ 設置場所図面（地図、撮影方向がわかる平面図）
- ウ 設置後の写真
- エ 法令に基づく許可等の写し等
- オ 防犯カメラの運用に関する要綱
- カ 請求書又は領収書
- キ 報告書提出時点で未払いの場合は、支払後領収書を提出すること。
- ク その他必要な書類

- (2) 警察が事業実績報告書を受理した後、本事業の要件を満たしているか否かの完了検査を行います。
- (3) 令和6年2月29日（木）までに工事が完了しなければ、警察による完了検査ができず、補助金を受けられない場合があります。

第3 補助金受給上の留意事項

1 年度内執行の原則

補助金の交付を受けるためには、本年度内（令和6年3月末まで）に防犯カメラや防犯カメラ設置を表示する看板等の設置等全ての工事が完了して、直ちに録画できる状態であることだけでなく、これらを確認する警察職員の完了検査が終了していることが必要です。

2 事業実績報告書の期限内の提出

補助事業が完了すれば、要綱に規定する事業実績報告書を速やかに提出して下さい。補助対象事業完了後、概ね1週間以内に事業実績報告書が提出されない場合、補助

金の交付決定が取り消され、補助金が受けられなくなる可能性があります。

第4 おわりに

防犯カメラを設置することが地域の防犯力の向上につながることは、県内及び他県における事例で既に実証されておりますが、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで公共空間を撮影することに一定の制限もあります。

本事業を利用して防犯カメラを設置する市町及び自治会等は、要綱と本ガイドライン等を参考に、撮影上のプライバシーに配慮するとともに、適正かつ効果的に防犯カメラを活用していただきますようお願いします。